

# 建設業の労働災害を撲滅しよう！！

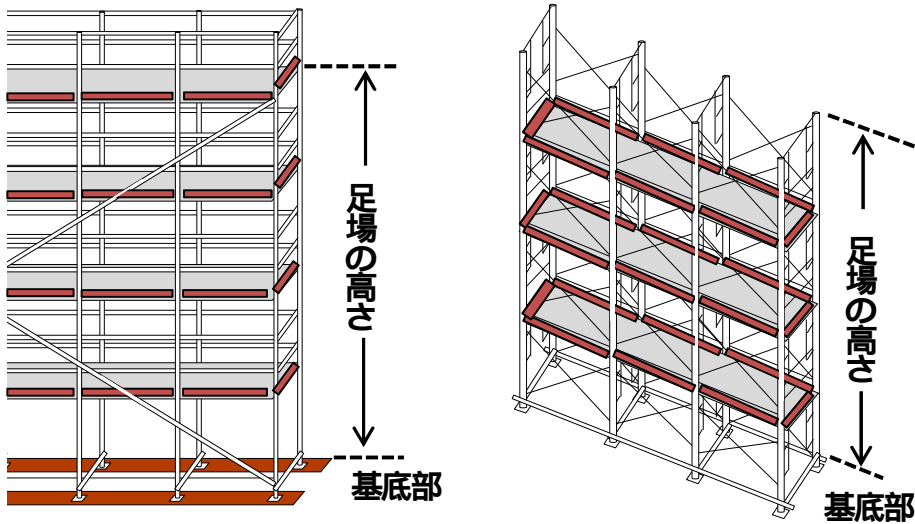
令和4年度  
全国安全週間スローガン  
「安全は  
急がず焦らず怠らず」

準備期間：6/1 30  
本週間：7/1 7

## 足場の知識を深め、安全・安心な足場を設置しよう

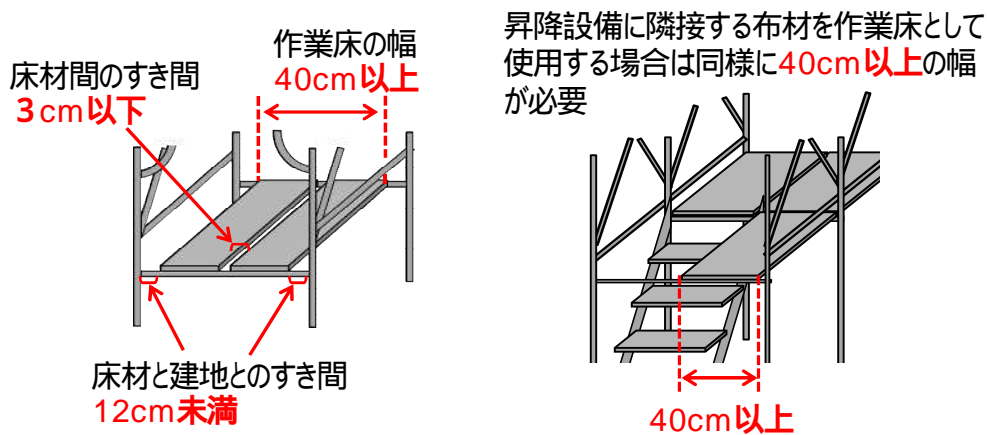
### 1. 足場の構造の高さ

○ 基底部から最上層の作業床までの高さ。ただし、わく組足場は作業床よりも建わくの高さが高い場合、建わくの上端までの高さ。



### 2. 足場で高さ2m以上の作業場所に設ける作業床の要件

○ 幅40cm以上、床材間のすき間3cm以下、床材と建地とのすき間は12cm未満

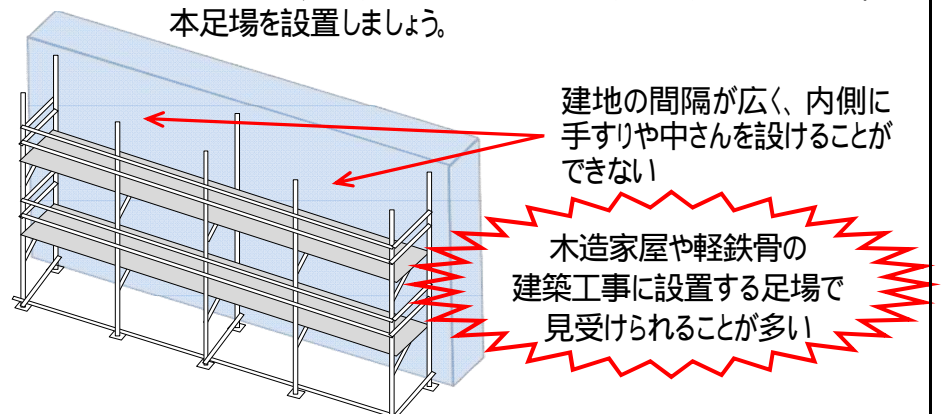


### 3. くさび式、単管足場の建地に関する設置要件

○ 足場を設置する敷地が狭い場合などを除いて、建地は建物側と外側にそれぞれ設置する必要があります。



建地を1本飛ばして設置すると足場の内側に手すりや中さんが設置できず、足場と建物の隙間から墜落する危険があります。本足場を設置しましょう。



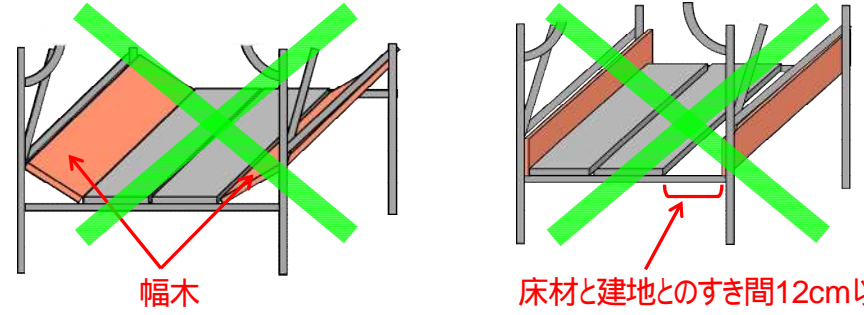
建地の間隔が広く、内側に手すりや中さんを設けることができない

木造家屋や軽鉄骨の建築工事に設置する足場で見受けられることが多い

建地を1本飛ばして設置している例

幅木は作業床の機能を果たさないため、幅木の設置をもって12cm未満とすることは認められません。

作業床が片側に寄り12cm以上のすき間が生じる場合は要件を満たしません。床材がずれないように固定などしましょう。



## STOP! 熱中症クールワークキャンペーン展開中!

**てげあちどお〜! 宮崎の夏**  
熱中症予防対策

- WBGT値(暑さ指数)の活用
- 休憩場所の整備等
- 労働者の健康状態の確認
- 人身の状況の確認
- 暑熱への順化期間の確保
- 労働衛生教育の実施
- 水分及び塩分の摂取

準備期間(4月1日~4月30日)  
キャンペーン期間(5月1日~9月30日)  
重点取組(7月1日~7月31日)

## 始まっています! 石綿の事前調査結果報告

以下に該当する工事は石綿の有無に関わらず、報告が必要です!

- 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事
- 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- 請負金額が税込100万円以上の工作物の解体工事・改修工事

詳しくは石綿総合情報ポータルサイトをチェック  
石綿総合情報ポータルサイト

### エイジフレンドリーな職場づくり

作業前に足場のストレッチで高齢者の転倒災害防止!

手すりにぶら下がり肩・腕のストレッチ

手すりを握ながらアキレス腱のストレッチ

安全の「見える化」事例は職場の安全サイトより確認できます。ぜひ活用ください。

職場の安全サイト

### 違法なフルハーネスにご注意!

ネットショッピングを中心に違法なフルハーネスの販売が確認されています。厚生労働省は確認された違法製品を公表しておりますので、自社で使用している製品がこれに該当する場合、直ちに使用を中止してください。

墜落制止用器具には種類、製造者名及び製造年月を、ショックアブソーバには種類、最大の自由落下距離、使用可能な重量、落下距離を表示することが義務付けられています。適切な表示がない製品は、必要な性能を有していないおそれがあり、法令違反となります。表示がない製品を確認された場合、使用を中止し、所轄の労働基準監督署にご連絡ください。

厚生労働省が公表している違法なフルハーネス一覧

### 危険有害作業に対する保護措置の拡大

令和5年4月1日から危険有害作業を行う事業者は次の者に対し一定の保護措置が義務付けられます。

作業を請け負わせる一人親方等

措置内容

- 設置した局所排気装置等の設備の稼働
- 特定の作業に関する作業方法の周知
- 保護具の使用が必要であることの周知

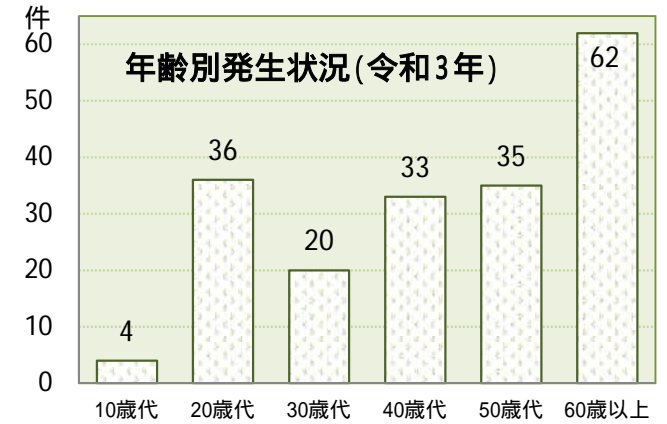
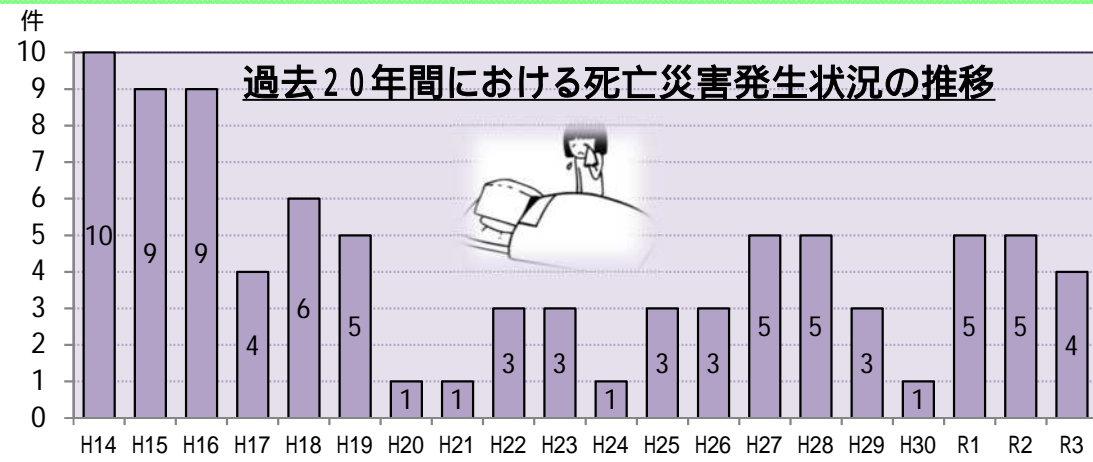
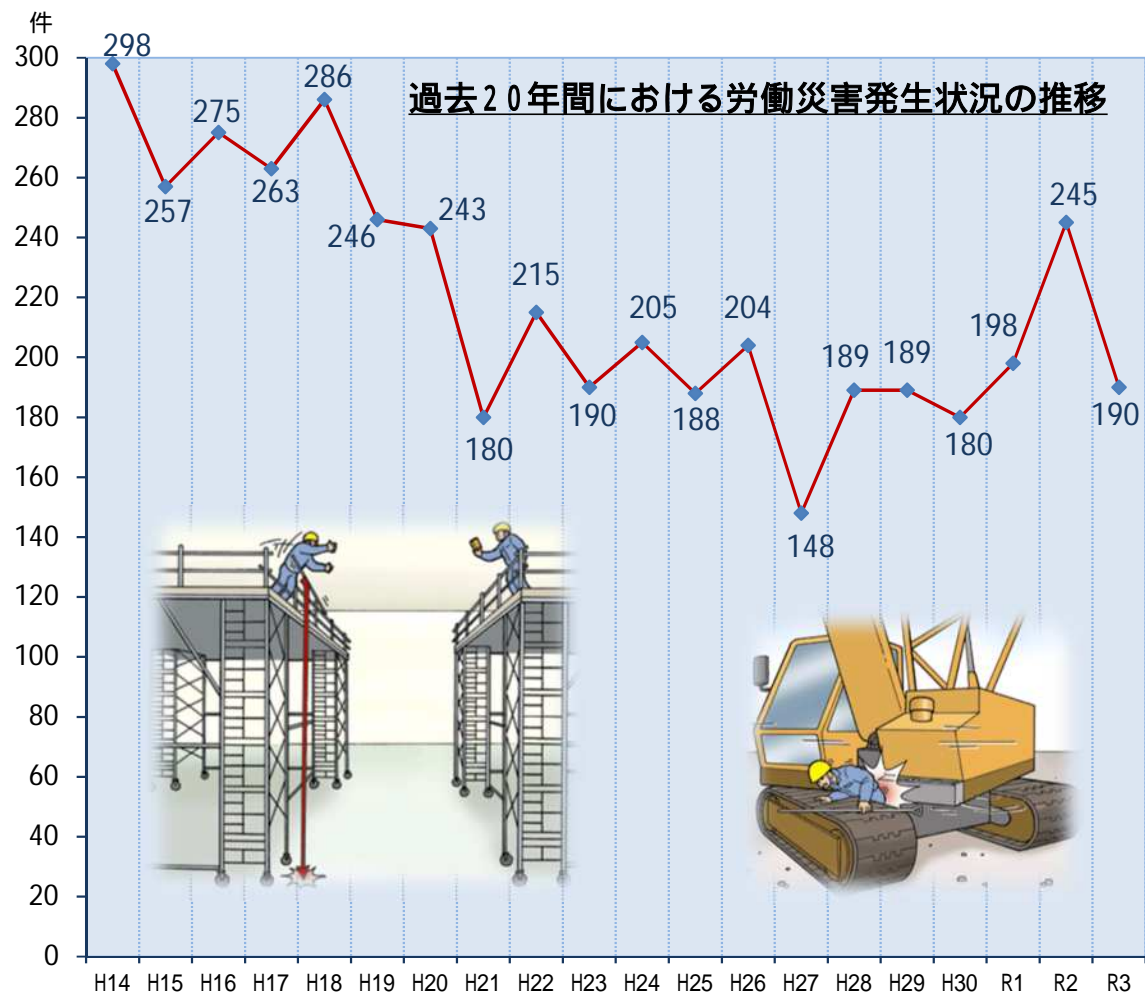
同じ作業で作業を行う労働者以外の人(一人親方や他社の労働者など契約関係は問わない)

措置内容

- 保護具の使用が必要であることの周知
- 特定の場所での立入禁止や喫煙・飲食の禁止
- 退避が必要である時の退避

宮崎労働局 0985-38-8835  
【問い合わせ先】 宮崎労働基準監督署 0985-44-2914 延岡労働基準監督署 0982-34-3331  
都城労働基準監督署 0986-23-0192 日南労働基準監督署 0987-23-5277

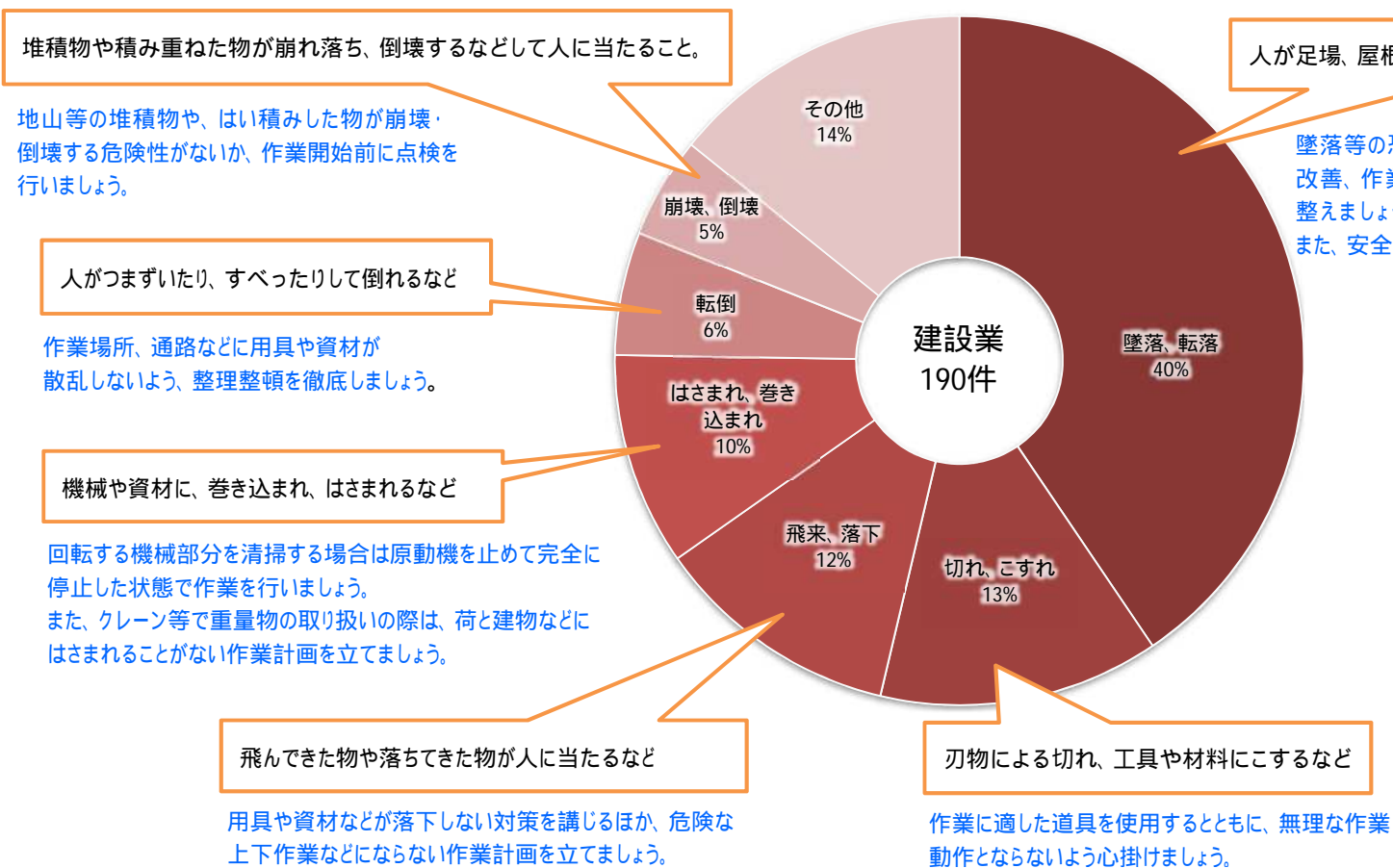
# 宮崎県内の建設業における労働災害発生状況(休業4日以上)【令和3年発生/確定版】



## 令和3年における建設業の死亡災害

番号	災害発生日	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	経験期間	災害の概要
1	2月	飛来、落下	地山、岩石	土木工事業	男	60代	27年	林道の復旧工事において、地山の一部分が崩落し、下方でロープ高所作業により法面の浮石等の除去を行っていた被災者2名に落下した。被災者1名が死亡、1名が負傷した。
2	5月	墜落、転落	足場	建築工事業	男	60代	23年	鉄筋コンクリート造建築物の改修工事において、建築物内に設けられた棚足場上で天井部分の建築部材等の解体及び廃材の搬出作業を行っていたところ、被災者は棚足場の床に開けてあった開口部（廃材を地上に投げ落とすために床付き布柵2枚を取り外してできたもの。0.84m×1.80m）から約13m下のコンクリート地盤に墜落し、死亡した。
3	10月	はさまれ、巻き込まれ	高所作業車	その他の建設業	男	40代	10年	製鋼工場内のベルトコンベア架台（トラス構造）の補修工事において、被災者は高所作業車（最大能力22m）のバケットに搭乗し、バケット操作を行いながら架台フレームの塗装作業を行っていた。同僚が地上で片付け作業を行っていたが、被災者の作業位置から「ガシャン」と音がしたため確認したところ、被災者がバケットの手すりと架台フレームの間に胸部を挟まれていた。
4	11月	墜落、転落	締めめ用機械	土木工事業	男	50代	30年	被災者は、ローラー（締めめ用機械）を前進で運転中、運転ミス等により深さ約3.5m（法長369cm）の調整池にローラーごと墜落し、運転席から投げ出され死亡した。調整池には水がほとんど溜まっていなかった。

## 事故の型別災害発生状況(令和3年)



## 起因物別災害発生状況(令和3年)

